



第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



令和4年2月9日
総務部

第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



令和4年2月9日
総務部

区 分	件 数	内 容	訳
報 告	2 件	・ 専決処分	2 件
議 案	30 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住自立圏形成協定の変更 ・ 人事案件 ・ 補正予算 ・ 令和4年度予算 ・ 条例案件 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> 3 件 1 件 8 件 8 件 9 件 1 件
合 計	32 件		



報 告

1・2	専決処分について	損害賠償の額の決定及びこれに係る和解について	都市建設部
<ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和4年2月4日 ・損害賠償の額 <ul style="list-style-type: none"> (報告第1号) 699,703 円 (店舗所有者に対する損害賠償額) (報告第2号) 1,262,181 円 (店舗経営者に対する損害賠償額) ・損害賠償の原因 物損事故 <ul style="list-style-type: none"> 事故発生年月日 令和3年10月26日 事 故 の 場 所 弥生町2丁目14番の市営住宅 事 故 の 概 要 市営住宅に設置された雨水管からの漏水により、当該市営住宅の1階に併設された店舗の天井及び設備等を損傷したもの (地方自治法第179条) 			



議 案

1～3	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総合政策部
<p>厚真町、安平町及びむかわ町との間において締結した定住自立圏形成協定を変更するため、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度の利用支援体制の充実に係る事業の追加 <p style="text-align: right;">(苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条)</p>		



議 案

4	苫小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
<p>次の委員が任期満了となるため、後任者の選任について、議会の同意を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増田松美 令和4年3月31日任期満了 ・ 椎名貴誇 // ・ 斉藤雅明 // <p style="text-align: right;">(任期3年)</p> <p style="text-align: right;">(地方税法第423条)</p>		



議 案

5～12	令和3年度苫小牧市各会計補正予算について	財政部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計（第10回） ・ 国民健康保険事業特別会計（第2回） ・ 介護保険事業特別会計（第2回） ・ 後期高齢者医療特別会計（第2回） ・ 水道事業会計（第5回） ・ 下水道事業会計（第4回） ・ 市立病院事業会計（第2回） ・ 公設地方卸売市場事業会計（第2回） 		<p style="text-align: right;">以上8会計 (地方自治法第218条)</p>



議案

13～20	令和4年度苫小牧市各会計予算について	財政部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計 ・ 国民健康保険事業特別会計 ・ 介護保険事業特別会計 ・ 後期高齢者医療特別会計 ・ 水道事業会計 ・ 下水道事業会計 ・ 市立病院事業会計 ・ 公設地方卸売市場事業会計 <p style="text-align: right;">以上 8 会計</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第 211 条、地方公営企業法第 24 条）</p>		



議 案

21	苫小牧市個人情報保護条例の一部改正について	総務部
<p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法による個人情報に関する規律が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例で引用している法律の条項に移動がある等のため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律の条項移動等に伴う規定の整理 ・ 施行日 令和4年4月1日 		



議案

22 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

総務部

情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期を延長する等のため、関係規定を整備する。

・改正内容

(1) 委員の任期の延長

2年 → 3年

(2) その他の規定の整理

・施行日 令和4年4月1日



議案

23 苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

総務部

非常勤職員が部分休業を取得する要件を緩和するため、関係規定を整備する。

・改正内容

(1) 在職期間が引き続き1年以上必要とする取得要件の廃止

・施行日 令和4年4月1日



議案

24	苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部																													
<p>選挙長等の報酬額を改定するため、関係規定を整備する。</p> <p>・改正内容</p> <p>(1) 選挙長等の報酬額の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">職名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬額（日額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">選挙長</td> <td style="text-align: right;">10,800 円</td> <td style="text-align: right;">17,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">12,800 円</td> <td style="text-align: right;">9,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期日前投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: right;">11,300 円</td> <td style="text-align: right;">9,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理者</td> <td style="text-align: right;">10,800 円</td> <td style="text-align: right;">9,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">10,900 円</td> <td style="text-align: right;">8,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期日前投票所の投票立会人</td> <td style="text-align: right;">9,600 円</td> <td style="text-align: right;">8,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票立会人</td> <td style="text-align: right;">8,900 円</td> <td style="text-align: right;">8,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選挙立会人</td> <td style="text-align: right;">8,900 円</td> <td style="text-align: right;">8,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・施行日 公布の日</p>			職名	報酬額（日額）		改正後	現行	選挙長	10,800 円	17,500 円	投票所の投票管理者	12,800 円	9,600 円	期日前投票所の投票管理者	11,300 円	9,600 円	開票管理者	10,800 円	9,600 円	投票所の投票立会人	10,900 円	8,100 円	期日前投票所の投票立会人	9,600 円	8,100 円	開票立会人	8,900 円	8,100 円	選挙立会人	8,900 円	8,100 円
職名	報酬額（日額）																														
	改正後	現行																													
選挙長	10,800 円	17,500 円																													
投票所の投票管理者	12,800 円	9,600 円																													
期日前投票所の投票管理者	11,300 円	9,600 円																													
開票管理者	10,800 円	9,600 円																													
投票所の投票立会人	10,900 円	8,100 円																													
期日前投票所の投票立会人	9,600 円	8,100 円																													
開票立会人	8,900 円	8,100 円																													
選挙立会人	8,900 円	8,100 円																													



議 案

25	苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	病院事務部
<p>分べん介助に従事する助産師に対し、分べん介助手当を支給するため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 分べん介助手当に関する規定の追加 <ul style="list-style-type: none"> 分べん介助の取扱い1件につき2,000円を支給 ※ 多胎分べんに係る分べん介助は、1児につき1件とする。 ・ 施 行 日 令和4年4月1日 		



議 案

26 苫小牧市民活動センター条例の一部改正について

福祉部

市民活動センターの施設構成を見直し、その使用料の額を改定する等のため、関係規定を整備する。

・改正内容

(1) 施設構成の見直しに伴う社会福祉センター（研修室 A・D）の使用料の額の改定等

ア 研修室 A 次のとおり使用料の額を改定

	午 前	午 後	夜 間	1 日
改 正 後	450 円	500 円	550 円	1,270 円
現 行	800 円	900 円	1,000 円	2,300 円

イ 研修室 D 施設の廃止に伴い使用料を削除

(2) 備品の更新に伴う使用料の設定等

・施 行 日 令和4年4月1日



議 案

27	苫小牧市企業立地振興条例の一部改正について	産業経済部
<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、条例で引用している同法の題名を変更する等のため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律の題名の変更に伴う規定の整理 <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 → 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (2) 法律の条項移動に伴う規定の整理 ・ 施行日 令和4年4月1日 		



議 案

28	苫小牧市営住宅管理条例の一部改正について	都市建設部
<p>市営住宅の整備に伴い、単身者住宅を廃止するため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 単身者住宅に係る規定の削除 ・ 施行日 令和4年4月1日 		



議 案

29	苫小牧市消防団条例の一部改正について	消防本部																																		
<p>消防団員の年額報酬を引き上げるとともに、新たに出動報酬を創設する等のため、関係規定を整備する。</p> <p>・改正内容</p> <p>(1) 年額報酬の引上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th rowspan="2">給与の区分</th> <th colspan="2">報 酬 額</th> </tr> <tr> <th>改 正 後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>82,500 円</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>69,000 円</td> <td>59,000 円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>50,500 円</td> <td>37,000 円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>45,500 円</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額</td> <td>38,000 円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>37,000 円</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>36,500 円</td> <td>22,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			階 級	給与の区分	報 酬 額		改 正 後	現 行	団長	年額	82,500 円	80,000 円	副団長	年額	69,000 円	59,000 円	分団長	年額	50,500 円	37,000 円	副分団長	年額	45,500 円	27,000 円	部長	年額	38,000 円	25,000 円	班長	年額	37,000 円	24,000 円	団員	年額	36,500 円	22,000 円
階 級	給与の区分	報 酬 額																																		
		改 正 後	現 行																																	
団長	年額	82,500 円	80,000 円																																	
副団長	年額	69,000 円	59,000 円																																	
分団長	年額	50,500 円	37,000 円																																	
副分団長	年額	45,500 円	27,000 円																																	
部長	年額	38,000 円	25,000 円																																	
班長	年額	37,000 円	24,000 円																																	
団員	年額	36,500 円	22,000 円																																	



(2) 出勤報酬に関する規定の追加

出勤区分	支給単位	報酬額
災害出勤	1日につき	8,000円
その他の出勤	1日につき	3,800円

(3) その他の規定の整理

- ・施行日 令和4年4月1日



議 案

30	市道路線の認定について			都市建設部
16 路線				
整理 番号	路 線 名	起 /終 点 点	延長 m /幅員 m /面積㎡	図 面
3489	新開町4丁目1号線	苫小牧市新開町4丁目6番15先 /苫小牧市新開町4丁目6番47先	446.90 /8.00 /3,453	1
3490	新開町4丁目2号線	苫小牧市新開町4丁目6番78先 /苫小牧市新開町4丁目6番72先	105.25 /8.00 /787	1
3491	新開町4丁目1条線	苫小牧市新開町4丁目6番79先 /苫小牧市新開町4丁目6番64先	66.40 /8.00 /476	1
3492	新開町4丁目2条線	苫小牧市新開町4丁目6番91先 /苫小牧市新開町4丁目6番87先	66.40 /8.00 /476	1

第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



令和4年2月9日
総務部

整理 番号	路 線 名	起 点 /終 点	延長 m /幅員 m /面積㎡	図 面
3493	拓勇東町8丁目3号線	苫小牧市拓勇東町8丁目7番35先 /苫小牧市拓勇東町8丁目7番47先	162.29 /6.50~8.00 /1,088	2
3494	拓勇東町8丁目4号線	苫小牧市拓勇東町8丁目7番53先 /苫小牧市拓勇東町8丁目7番51先	48.75 /6.50 /261	2
3495	ウトナイ北12丁目1号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番40先 /苫小牧市ウトナイ北12丁目962番38先	57.48 /8.00 /401	3
3496	ウトナイ北12丁目2号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目961番10先 /苫小牧市ウトナイ北12丁目962番18先	264.52 /8.00 /1,976	3
3497	ウトナイ北12丁目1条線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番45先 /苫小牧市ウトナイ北12丁目962番18先	240.26 /8.00 /1,872	3
3498	ウトナイ北12丁目2条線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番82先 /苫小牧市ウトナイ北12丁目962番73先	218.43 /8.00 /1,697	3
3499	ウトナイ北12丁目3条線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番74先 /苫小牧市ウトナイ北12丁目962番77先	67.60 /8.00 /486	3

第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



令和4年2月9日
総務部

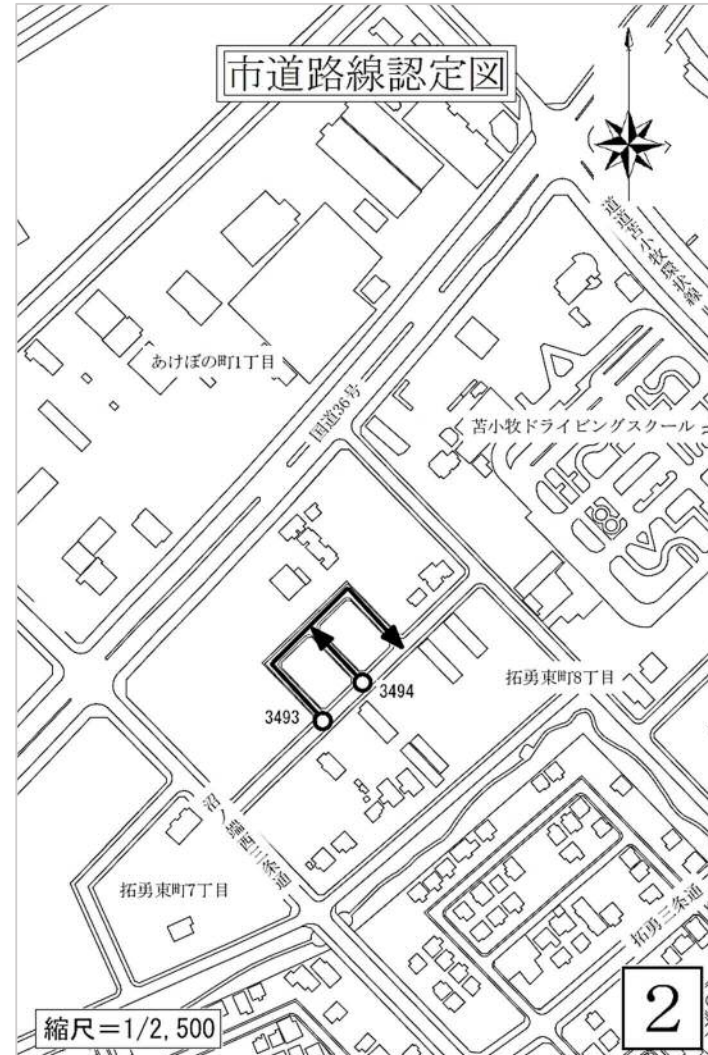
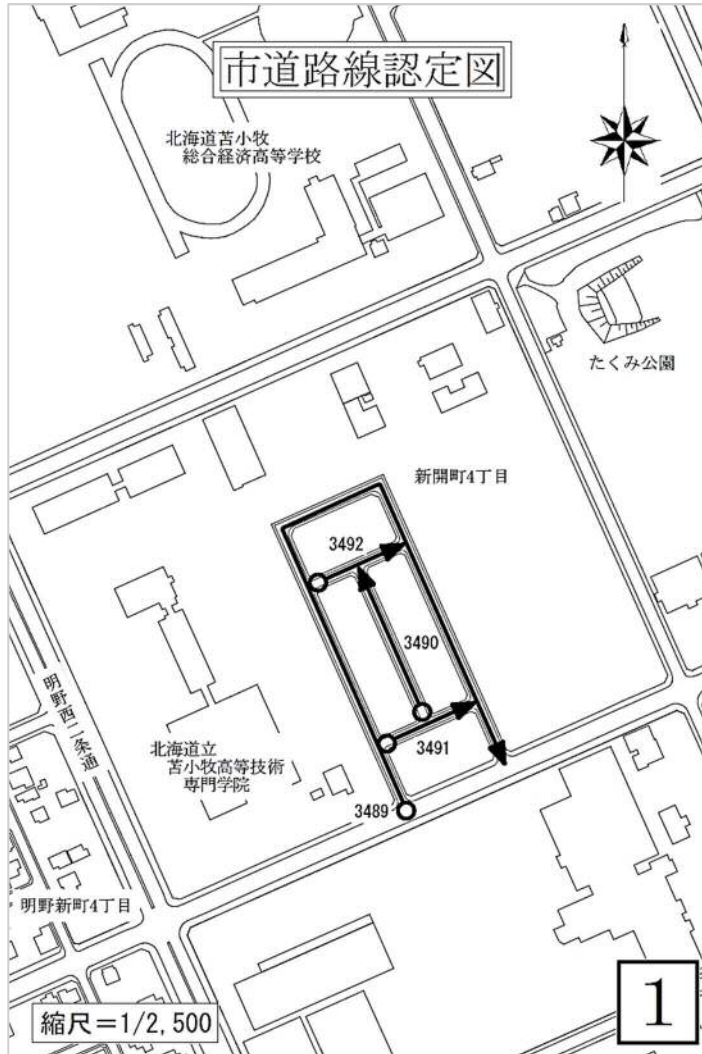
整理 番号	路 線 名	起 /終 点 点	延長 m /幅員 m /面積㎡	図 面
3500	ウトナイ北 12 丁目 1 号自歩道	苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 7 先 /苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 33 先	32.93 /6.00 /149	3
3501	ウトナイ北 12 丁目 2 号自歩道	苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 11 先 /苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 12 先	27.00 /6.00 /102	3
3502	ウトナイ北 12 丁目 3 号自歩道	苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 86 先 /苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 63 先	24.79 /6.00 /101	3
3503	ウトナイ北 12 丁目 4 号自歩道	苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 53 先 /苫小牧市ウトナイ北 12 丁目 962 番 54 先	27.00 /6.00 /102	3
3504	北栄町 5 丁目 3 号線	苫小牧市北栄町 5 丁目 3 番 19 先 /苫小牧市北栄町 5 丁目 3 番 22 先	83.03 /6.50 /471	4

(道路法第 8 条)

第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



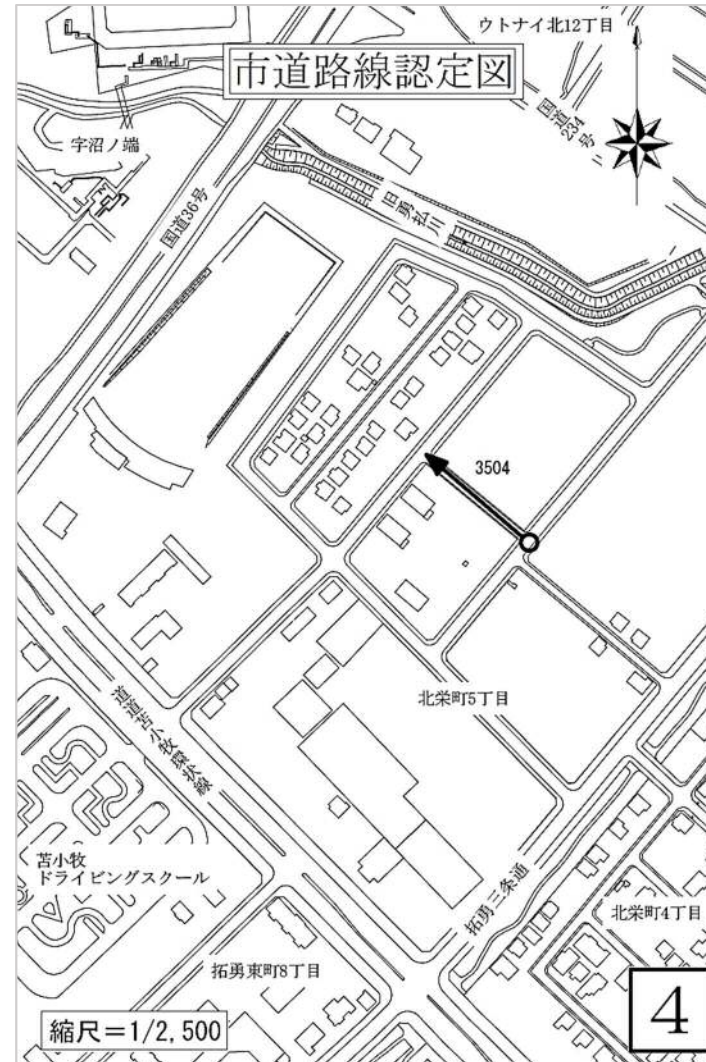
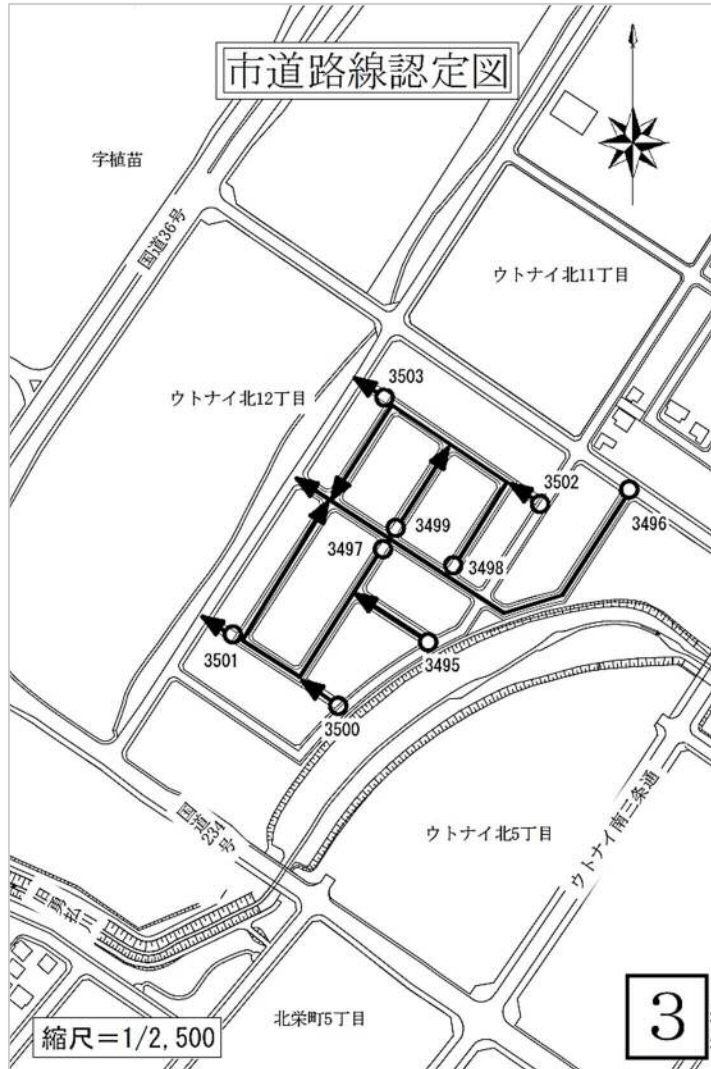
令和4年2月9日
 総務部



第 21 回市議会定例会（2月）提出予定案件



令和4年2月9日
 総務部





<未定案件>

議案

- (1) 苫小牧市教育委員会教育長の任命について
- (2) 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（保育士、看護師等の
処遇改善）
- (3) 苫小牧市税条例の一部改正について（令和4年度税制改正）